

生駒市訓令甲第9号

生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月20日

生駒市長 山下 真

生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「女性問題の解決及び」を削る。

第3条第3項中「別表に掲げる課等の」を削り、「から」の次に「、部（公室等を含む。以下同じ。）ごとに」を加える。

第5条第4項中「（これに相当する公室等を含む。）」を削る。

別表を削る。

附 則

この訓令は、平成26年6月20日から施行する。